

東社労第82号
平成25年 5月28日

支 部 長 各 位

東京都社会保険労務士会
会 長 柏 木 弘 文
(公 印 省 略)

就職差別解消促進月間を契機とした注意喚起について

新緑の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて東京都は、6月を「就職差別解消促進月間」として就職差別解消のための各種啓蒙活動を行っており、平成25年5月22日付、東京都総務局人権部長より「就職差別解消促進月間を契機とした注意喚起」についての周知依頼がありました。

隣接する土業におきましては、職務上請求書を利用した戸籍謄本等不正取得事件が発生しており、本会におきましても、なお一層の注意喚起が必要でありますことから、貴支部におきまして所属会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、同注意喚起について、統括支部長へも同文書にて依頼をしておりますことを申し添えます。

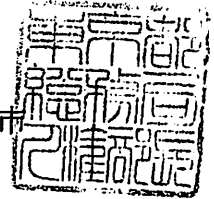
(担当：総務課 大塚)



25 総人権人第 101 号
平成 25 年 5 月 22 日

東京都社会保険労務士会長 殿

東京都総務局人権部長
並 木 勝



就職差別解消促進月間を契機とした注意喚起について（依頼）

平素より、東京都の人権施策推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別解消のための各種啓発活動を展開しております。申し上げるまでもなく、就職や結婚の際に出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながるおそれのあるものです。これまで、企業が調査会社に依頼して、就職希望者の身元調査を行う事例がありました。平成23年11月、平成24年9月と相次いで、偽造した職務上請求書を使用した戸籍謄本等不正取得事件が発覚しています。不正取得された戸籍謄本等が身元調査に使われるとすれば、非常に深刻な状況です。

こうした差別につながる身元調査は、探偵業の業務の適正化に関する法律でも禁止されています。この機会に、所属会員の皆様に対し、法の趣旨等について再度周知徹底を図り、事件の再発防止に万全を期されますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、就職差別解消促進月間事業のポスター・ちらしを作成いたしましたので、掲出・配布により、所属会員の皆様への周知をお願いします。

また、「なくそう！差別につながる身元調査」（たんざく）については、各職場での掲出等によりご活用頂きたく、併せて配布の上、ご周知くださるようお願い申し上げます。

ポスター等配布部数

- | | |
|----------|-----|
| (1) ポスター | 15枚 |
| (2) ちらし | 15枚 |
| (3) たんざく | 50枚 |

※さらに部数が必要な場合は、下記まで御連絡下さい。

連絡先

東京都総務局人権部人権施策推進課

担当：鈴木・西

電話：03(5388)2595 FAX：03(5388)1266

E-mail：Mitsuo_Suzuki@member.metro.tokyo.jp

Takahisa_Nishi@member.metro.tokyo.jp

